

## ◎平成31年1月農業委員会議事録

開催日時 平成31年1月10日(木) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤光志 村上卓也 友田 廣  
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一  
森田義美 森下文夫 高木勝美  
榮 恵

農業委員欠席者 林田 篤 本田博士

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、高木勝美委員、松永雄治委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第25号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第26号 農地法第5条の届出について
- 3) 議案第28号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第29号 農地法第4条の許可申請について
- 5) 議案第30号 農地法第5条の許可申請について
- 6) 議案第31号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第25号 農地法第18条の合意解約について



要につきましては、鉄骨造でございます。1枚めくっていただきますと、すでに造成が始まっておりますが、芝原地区の一角になります。南側にイオン。中央に申請地と示してあるところでございます。1枚めくっていただきますと、底地証明図と書いてございますが、実際は筆自体はばらばらに分散されておりますが、それがまとめられて前ページの申請地と底地証明といいますが⑬番に筆自体が集められたわけでございます。

以上で、報告第26号の説明を終わります。

議長 　ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 　続きまして議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可の申請が3件あっております。

まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。では、議案第28号1ページ目をお開きください。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字上島字蔵園地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積983㎡。大字上島字蔵園地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積903㎡の合計1,886㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。位置図を示させていただきます。

続きまして、整理番号1の検討事項について説明いたします。譲渡人の農地を、後継者である譲受人へ贈与するための申請です。

まず、申請地は松前重義記念館に面し、はま寿司熊本嘉島店の北側の農地で、位置図の申請地とかいてある部分になります。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は、小作契約等結ばれておりませんので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されましたので、権利取得後の当該農地についても、麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労

働力が確保され、効率的に利用されると思います。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が8,620㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は譲受人が以前から譲渡人の耕作を支援しており、申請地には周辺の農業経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。次のページをお開きください。番号2。申請人。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字尾ノ上地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積459㎡。大字下六嘉字平柳地番〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,560㎡の計2,019㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。位置図を示しております。

続きまして、整理番号2の検討事項について説明します。

今回の申請は、譲渡人から譲受人へ贈与するための申請です。

まず、申請地につきまして、下六嘉尾ノ上の農地は町立嘉島東小学校の北西側、六嘉神社の南西側に位置し、位置図の申請地と書いてある部分になります。次のページをご覧ください。下六嘉平柳の農地は

嘉島町総合運動公園の南東側に位置し、位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本議案について申請書等に記載された内容が、当該基準に適するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約が結ばれておりましたが、この度の申請に伴い合意解約されましたので問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員および〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5,494㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から譲渡人の耕作を支援しており、申請地にも周辺の農業経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 　はい。次のページをお開きください。番号3。申請人。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字北甘木字古屋敷地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。面積105㎡外〇筆の計524㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きくださ

い。位置図を示しております。

続きまして、整理番号3の検討事項について説明いたします。

譲渡人の農地を後継者である譲受人へ贈与するための申請です。

まず、申請地はローソン六嘉店の南西側、康寿苑の北東側に位置する農地で、位置図の申請地とかいてある部分になります。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されましたので、権利取得後の農地についても、野菜、大豆・麦を栽培する計画に必要な農機具及び労働力の確保と農地の効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5, 296㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、譲受人は以前から申請地を耕作しておりまた申請書にも周辺への農地の農業経営に影響がないように利用する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 　続きまして、議案第29号農地法第4条の規定に農地の転用の許

可申請が1件あっております。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第29号を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は大字下六嘉字百海〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。面積1,015㎡。外下に示させていただいております。3筆ございます。合計面積が5,343㎡でございます。申請理由は貸資材置場。施設の概要は碎石舗装でございます。農用区域につきましては、農用区域でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。左下の嘉島町総合運動公園の北西側に申請地と示させていただいております。申請地の南西側に協和レンタルさんと示させていただいておりますが、そこに資材置場として貸される予定でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇のところでございます。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただいております。雨水については自然浸透の計画でございます。

議案第29号についての説明は以上でございます。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員から説明をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告いたします。

申請地は、過去に、熊本県によるほ場整備が行われた農地であるため、第1種農地と思われま。

営農上の支障についてですが、南北に農地集団はありますが、のり面と道路を挟んでいますので、日照、通風、農作業上の支障はないものと思われま。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。





員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。上六嘉集落内が中央部になります。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。中央部。農地については、地番の下に提示させていただいております。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただいております。16棟の位置については記載されているところでございます。雨水については道路側溝に流していただきまして、大きな水路が北東側にありますので、そこに流される予定です。汚水・生活雑排水については既設の下水道管につながれるところでございます。

説明は以上になります。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、上六嘉集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地となります。

現在、申請地集落には農地はなく、営農上の支障はありません。

周辺の土地利用の状況からも転用許可は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の浸透なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、上六嘉集落内の10ha未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては周辺に農地がないため問題ございません。

総合的に判断した結果、計画面積は1棟当たり500㎡未満であり、周辺農地への影響もないことから申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第31号 農用地利用集積計画の承認申請について

議長 続きまして、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が8件っております。

そのうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第31号について説明いたします。

3ページをお開けいただきたいと思います。〇〇委員の案件を個別に説明をいたします。利用権の設定者・登録区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。大字井寺字荊田〇〇〇〇番地。田の964㎡。田、麦、大豆。5年。反当りの小作料が15,000円です。

次、4ページをお開けいただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇。再設定。大字井寺字上大迫〇〇〇番地。畑の1,452㎡。野菜。5年。1筆当たり5,000円です。

以上で〇〇委員の案件を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告しておきます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、引き続き議案第31号について説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が8件の面積が10,723㎡。うち、再設定が5件の5,662㎡です。

それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思えます。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定を行う農用地の面積・合計・備考の順に説明いたします。

賃借権の設定。5年。〇〇〇〇。2件。171,425㎡。田、964㎡。畑、1,452㎡。171,425㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定で5年。〇〇〇〇。11,256㎡。田の434㎡。11,256㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定。5年。〇〇〇〇〇〇〇〇。165,813㎡。田の2,066㎡。165,813㎡。更新でございます。同じく賃借権設定。5年。〇〇〇〇〇〇〇〇。165,813㎡。畑の326㎡。166,139㎡。新規でございます。使用貸借権の設定。5年。〇〇〇〇。1,406㎡。畑の746㎡。1,406㎡。更新でございます。使用貸借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇〇。田の1,771㎡。新規でございます。所有権の移転。〇〇〇〇。165,813㎡。田の2,964㎡。168,777㎡です。

次、個別に説明をいたします。3ページ、4ページは承認を頂きましたので、5ページから説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。大字鯉字蓑田〇〇〇番地。田の434㎡。米・麦・大豆。5年。反当り15,000円です。

次、6ページをお願いいたします。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。それで、すみません。登録区分に丸を付けておりませんが、これは再設定に丸をお願いいたします。下六嘉字辻り石〇〇-〇。他の1,800㎡外〇筆の合計2,066㎡。米・麦・大豆。5年。反当り18,000円です。

次、7ページです。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。下六嘉字百海〇〇〇〇番地。田の326㎡。麦・大豆。5年。1筆当りの5,000円です。

次、8ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。鯉字浮明〇〇〇〇-〇。畑の746㎡。米・麦・大豆。5年。使用貸借権の設定でございます。

次、9ページです。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。大字下六嘉字吉原〇〇〇〇-〇。田の1,641㎡外〇筆の合計面積が1,771㎡。水田。10年。使用貸借権の設定でございます。

最後10ページです。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。大字下六嘉字瀬剥〇〇〇番地。田の2,006㎡外〇筆。水田。反当りの単価が1,224,000円。外〇筆につきましては、1,020,000円です。合計面積が2,964㎡で、合計対価が3,432,504㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法・第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。何もなければ事務局から何かございませんでしょうか。2月の総会の。

事務局 はい。2月は10日が日曜日にして、11日が祝日。12日の開催でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。  
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成31年1月10日

会長 下田 司

委員 高木 勝美

委員 松永 雄治